

【景観】 これまでの景観面での取組

147 万市民が生活する大都市でありながら、我が国を代表する歴史都市でもある京都市においては、これまでから、自然景観や市街地景観を守るために市民の協力を得て、他地域にない厳しい規制を講じるなど数々の取組を行って参りました。

自然景観については、昭和 5 年（1930 年）の風致地区制度の創設以来、指定の拡大を図り、現在では市域面積の 4 分の 1 に当たる約 1 万 8 千 h a を指定し、自然の風趣の保全に努めているところです。また、京都市が中心となって要望し法制化された、いわゆる「古都保存法」を積極的に活用した土地の買取りや、京都市独自の制度である自然風景保全地区の指定によって歴史的風景の保全に努めております。

一方、市街地の景観については、国の制度である美観地区制度の積極的な活用を図り、全国の 8 割に相当する約 2 千 h a を指定し、高さの規制やデザインの誘導によって都市の美観の維持増進に努めております。また、京都市の制度をモデルとした伝統的建造物群保存地区制度を活用し、歴史的な町並み景観の保存、修景のための取組を進めております。更に、京都市市街地景観整備条例に基づき、歴史的景観保全修景地区等の指定や良質な伝統的建築物の歴史的意匠建造物への指定を行い、きめ細やかなデザイン規制や修理・修景に対する補助による歴史的町並みの保全、再生に取り組んでいるところです。この 5 月には、斜面地における建築物とその周辺地域の市街地環境との調和を図るために、「京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例」を制定したところです。

このような中、昨年、我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されました。本市では、この景観法を活用し、更に歴史都市・京都の景観の保全、再生に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

しかしながら、自然景観については、買い上げた土地の適正な維持管理が十分に行えないことから重要な樹木が駆逐される状態が生じております。また、市街地の景観については、これまでの取組に加えて高さやデザインに関する新たなルールを平成 15 年度に創設し、歴史都市としての調和の取

れた町並み形成に努めておりますが、京町家をはじめとする伝統的な建築物そのものの減少を防止するまでには至っておりません。これは伝統的な工法による新築や改修が法的に困難なことや、相続制度やその税負担、維持管理費をはじめとする制度的、経済的な問題も要因となっております。これらの緊急的な課題を解決し、京都の美しい景観を守るためには、税制度の抜本的な改革、伝統的建築物の保全・管理に対する支援制度や法制度の整備等が求められるところであります。このため、以下のように提案します。

<参考>京都市景観整備制度に基づく地域・地区面積一覧

	地域地区名	指定面積等
自然景観	風致地区（17 地区）	約 17,831 ha （全国の 10%）
	歴史的風土保存区域（14 地区）	約 8,513 ha （全国の 40%）
	歴史的風土特別保存地区（24 地区）	約 2,861 ha （全国の 34%）
	近郊緑地保全区域	約 3,333 ha （全国の 3%）
	近郊緑地特別保全地区（2 地区）	約 212 ha （全国の 6%）
	特別緑地保全地区（2 地区）	約 26 ha （全国の 2%）
	自然風景保全地区	約 25,780 ha （独自制度）
市街地景観	建造物修景地区	約 6,704 ha （独自制度）
	美観地区（10 地区）	約 1,956 ha （全国の 80%）
	伝統的建造物群保存地区（4 地区）	約 15 ha （全国 69 地区）
	歴史的景観保全修景地区（3 地区）	約 14 ha （独自制度）
	界わい景観整備地区（6 地区）	約 118 ha （独自制度）
	沿道景観形成地区（1 地区）	約 17 ha （独自制度）
広告物	屋外広告物規制区域（5 種：市内全域）	約 74,697 ha （独自の地域地区）
	沿道型屋外広告物規制地域（3 種）	約 1,090 ha （独自の地域地区）
	屋外広告物等特別規制地区（6 地区）	約 20 ha （独自の地域地区）

（平成 17 年 4 月 1 日現在）